

橋本 東京会制度部では、昭和55年の税理士法改正の教訓を踏まえ、「基本要綱」を見直し、時代に即応すべき点を加味した改正要綱を平成5年5月に「グリーンブック」としてまとめている。

- ★広報委員会補記③
- グリーンブック「21世紀へ向けての税理士制度の構想」税理士法改正要綱(平成5年5月東京会理事会決定・日税連宛員申)の項目
- 一、使命の明確化
- 二、業務範囲の拡充
- 三、納税者の代理人としての立場の強化
- 四、権利及び義務の拡充と整備
- 五、自治の権利確立
- 六、公正な資格取得制度
- 七、業務制限の徹底
- ※税理士業務共同化への提言

●特殊支配同族会社役員給与の一部損金不算入措置の廃止実現!

中川 これまでに多くの税制改正の実現や改悪阻止の成果がありますが、中でも最も苦労したと思われる特殊支配同族会社の役員給与の一部損金不算入問題についてお話いただけますか。

内藤 平成18年度税制改正で成立したのですが、所得税と法人税という租税体系を恣意的に解釈した問題のある法律だと思いましたが、平成17年12月の税制改正大綱に盛り込まれる情報を得た段階から、緊急要望書の提出、単位税政連の働きかけによる法人会等での反対決議などの運動をしましたが、影響を受ける中小企

望を提出したのですが、規制緩和の流れを受けた改正内容が入ってきたりして、要望どおりになりませんでした。特に法人制度については新しいものから、どういった制度にしたいかというところを税理士会で検討しましたが、無限連帯責任など要望どおりにならなかった部分もありました。

橋本 特殊支配同族会社役員給与の一部損金不算入措置への対応は、平成16年度税制改正のときの土地建物等の譲渡所得の損益通算及び繰越控除制度の廃止が突然入った経験が生かされています。

その後の税制改正要望においては、重点要望に掲げて運動していたところ、平成19年の税制改正で適用除外となる基準所得金額を800万円以下から1600万円以下に引き上げられました。

民主党政権となった平成21年には、それまで以上に「税理士のための要望」ではなく、国民のための租税制度を守る要望だ」と強く訴え、平成22年度税制改正で



白井氏

白井 法人税法の規定がたった数年で廃止となるということはあり得ないことと思うのです。

だから、これから気をつけなければならぬのは、再度オーナー役員の給与に対する課税案が出てくる可能性があるわけで、税政連はその動きを注視して絶対阻止しなければならぬということですね。

●今後の活動のために

中川 最後にあります。税政連活動の今後の課題とその課題の解消に果たすべき広報(機関紙)の役割について一言お願いいたします。

波多野 税理士業界全体の活性化という点から、日税連の役員選任制度を改正することだと思えます。

内藤 このときの活動は、我々が求める租税制度は、国民のためのものであることを議員、政党に理解してもらったように思います。

どうか、負担を強いるような主張がどこから出てくるのかというのかという感じですね。

波多野 官僚化しているのではないだろうか。最初に納税者政治連盟を結成したときの考え方を忘れてはいけない。

平山 日税連の役員は全国からですから、事務局任せの面があるので、事務局が果たす役割が重要だと思います。

小野 私には、先ほども言いましたが、税政連自身がエンジンを持つこと、税理士が思っていることでも税理士

Mミライの J ジャパンを S 最高に ミロク情報サービス

“MJS・ミロク情報サービス”はこれからも、財務・経営サポートで日本の企業ミライを全力で応援します!

MJS 財務と経営システムのリーディングカンパニー 株式会社ミロク情報サービス 東証第一部上場(証券コード:9928) 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648 TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789(営業推進部まで)

マイナンバーもMJS! MJS マイナンバー 検索

MJSは財務に強いだけじゃない!

MJSイメージキャラクター 菊川 怜